

「検友会」運営方法の改正について

昭和57年6月11日の第1回「検友会」総会から20年が経過し、今年は第20回という節目の総会であります。

また、平成11年4月1日付で日立製作所の大規模組織変更が行われ、それに伴い旧日立工場「品質保証部(旧検査部)」は各事業部毎に品質保証部(一部、課)として分離・独立しました。更には、旧山電部門の分離(富士電機・明電舎との合併会社化)や厚生年金受給制度が改正(受給開始年齢の繰り下げ)されるなど、「検友会」の運営方法を見直す必要性が生じてきました。

“今後も「検友会」は継続する”との大方針のもと、上記の背景などをも踏まえて、「検友会」運営方法の改正を下記のとおりご提案申し上げます。

記

	改正前	改正後(案)：アンダーライン部分
1. 会員資格	<p>1. 日立工場検査部(品質保証部)に5年以上在籍し、日立工場を離れるときに、課長又は主任技師以上であった者で、かつ総会開催日当日に満60歳を超えている者(満61歳以上)</p> <p>＜平成2年6月8日開催の総会にて確認＞</p>	<p>1. 日立工場検査部(品質保証部)に5年以上在籍し、日立工場を離れるときに、課長又は主任技師以上であった者で、会開催日当日に満60歳を超えている者(満61歳以上)</p> <p><u>ただし、旧「厚生年金受給制度」による受給対象者となる者(昭和16年4月1日以前の誕生者)とする</u></p> <p>2. <u>新「厚生年金受給制度」による受給対象者であって、前項の「ただし書き」を除く事項に該当する者は、本人の希望により会員となれる</u></p>
2. 幹事事務局	<p>1. 総会の開催計画・進行を行う幹事は4名とし、3年毎に2名ずつ交替する</p> <p>＜平成7年6月9日開催の総会にて確認＞</p> <p>2. 事務局は、(日)品質保証部管理課(現「技管」とする</p> <p>＜平成7年6月9日開催の総会にて確認＞</p>	<p>1. 総会の開催計画・進行を行う幹事は4名とし、3年毎に2名ずつ交替する</p> <p>2. <u>事務局は、幹事が兼務する</u></p>
3. 総会の開催場所	<p>1. 開催場所は原則として茨城地区とし、会場の確保ができれば東京地区での開催も計画する</p> <p>＜平成8年6月14日開催の総会にて確認＞</p>	<p>1. 開催場所は原則として茨城地区とし、会場の確保ができれば東京地区での開催も計画する</p>
4. 現役の参加	<p>1. 総会には現役の品質保証部長を招待する</p> <p>＜平成4年6月11日開催の総会にて確認＞</p>	<p>1. <u>総会は会員のみでの参加とする</u></p>